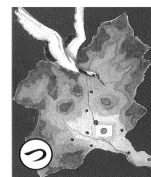




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月27日(火) 号外(第5号)

目次

ページ

条 例	ページ
○群馬県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例(総務課)	3
○群馬県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例(同)	3
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	7
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	7
○群馬県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例(消防保安課)	8
○群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	8
○群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	9
○群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医務課)	9
○群馬県医師確保修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例(同)	10
○群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	10
○群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(介護高齢課)	11
○群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	27
○群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	28
○群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	29
○群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	29
○群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	31
○群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	37
○群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	49
○群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	50
○群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	51
○群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例(同)	52
○群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(障害政策課)	53
○群馬県立義肢製作所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(同)	53
○群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(同)	54
○群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(同)	55
○群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	56
○群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	57
○群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	64
○群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	65

○群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (同)	80
○群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	80
○群馬県国民健康保険条例(国保援護課)	81
○群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例(同)	85
○群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(同)	85
○群馬県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(食品・生活衛生課)	86
○群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(廃棄物・リサイクル課)	87
○群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	87
○群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(自然環境課)	88
○主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例(蚕糸園芸課)	88
○群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)	89
○群馬県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例(砂防課)	92
○群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例(都市計画課)	92
○群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築課)	93
○群馬県建築士法施行条例の一部を改正する条例(同)	93
○群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(学校人事課)	94
○群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(生活安全企画課)	94
○群馬県質屋営業法関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	95
○群馬県警備業法関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	95
○群馬県核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 (同)	96
○群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	96
○群馬県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	97
○群馬県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	97
○群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 (交通企画課)	98
○群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(同)	100
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(発電課・施設管理室)	100
○群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例(議事課)	101

■ 条 例

群馬県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第七号

群馬県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例

群馬県公立大学法人に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、群馬県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成三十年群馬県条例第八号。以下「整備条例」という。）第一条の規定による廃止前の群馬県立女子大学条例（昭和五十四年群馬県条例第四十七号）第二条の群馬県立女子大学及び整備条例第一条の規定による廃止前の群馬県立県民健康科学大学条例（平成十六年群馬県条例第六十四号）第二条の群馬県立県民健康科学大学とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第八号

群馬県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例

（群馬県立女子大学条例等の廃止）

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 群馬県立女子大学条例（昭和五十四年群馬県条例第四十七号）
- 二 群馬県立女子大学の授業料等に関する条例（昭和五十四年群馬県条例第四十八号）
- 三 群馬県立県民健康科学大学条例（平成十六年群馬県条例第六十四号）

（群馬県職員定数条例の一部改正）

第二条 群馬県職員定数条例（昭和二十四年群馬県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四千四百五十人」を「四千二百六十八人」に改める。

（群馬県職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 群馬県職員の給与に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び効力」を削り、同条中「大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）以外の」を削る。

第四条第一項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「別表第七」を「別表第五」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「（大学学長職給料表の適用を受ける職員を除く。）」を削り、「別表第八」を「別表第六」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「（大学学長職給料表の適用を受ける職員を除く。）」を「について」に改める。

第四条の二を削る。

第五条第一項中「（大学学長職給料表を除く。）」を削り、同条第三項中「（大学学長職給料表の適用を受ける職員が他の給料表の適用を受けることとなった場合を含む。）」を削り、同条第四項中「（大学学長職給料表の適用を受ける職員を除く。）」を削り、同条第六項中「並びに大学教育職給料表の適用を受ける職員」を

削る。

第十九条第一項中「又は大学学長職給料表の適用を受ける職員」を削り、同条第三項第一号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で」に、「それぞれの」を「その」に改め、イ及びロを削る。

第二十条第二項中「六月に支給する場合には百分の百二・五」を「六月に支給する場合には百分の百二・五」に改め、「大学学長職給料表の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合には百分の六十二・五、十二月に支給する場合には百分の七十七・五を乗じて得た額」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

第二十条第五項中「、同表及び大学学長職給料表」を「及び同表」に改め、「並びに大学学長職給料表の適用を受ける職員」を削る。

第二十一条第二項第一号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十(特定幹部職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額の総額」に改め、イ及びロを削る。

第二十一条の四中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。附則第十五項中「六千八百十円」を「七千円」に改める。

別表第五及び別表第六を削り、別表第七を別表第五とする。別表第八大学教育職給料表の項を削り、同表を別表第六とする。

(群馬県職員の寒冷地手当に関する条例及び群馬県職員退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。)」以外の」を削る。

一 群馬県職員の寒冷地手当に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十六号)第一条

二 群馬県職員退職手当に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第五十一号)第一条

(群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第五条 群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成三年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第四条及び第五条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第六条中「大学の学校医等に関しては規則で、大学以外の群馬県立学校の学校医等に関しては」を削る。

(群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第六条 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。)」以外の」及び「(第十二条第一項第三号において「大学以外の公立学校職員」という。)」を削る。

第十二条第一項第三号中「大学以外の公立学校職員」を「公立学校の職員」に改める。

(群馬県情報公開条例の一部改正)

第七条 群馬県情報公開条例(平成十二年群馬県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに」の下に「県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)(以下「県設立地方独立行政法人」という。及び)」を加え、

同条第四項中「公社にあつては、」を「県設立地方独立行政法人及び公社の」に改める。

第五条第一項中「実施機関」の下に「県設立地方独立行政法人及び」を加える。
 第十四条第二号ハ中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二

条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十五条の二を次のように改める。
 (県設立地方独立行政法人等に対する審査請求)

第二十五条の二 県設立地方独立行政法人若しくは公社がした開示決定等又は県設立地方独立行政法人若しくは公社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県設立地方独立行政法人又は公社に対し、審査請求をすることができる。

第四十一条第一項中「法人」の下に「県設立地方独立行政法人及び」を加える。

(群馬県個人情報保護条例の一部改正)

第八条 群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「企業管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)(以下「県設立地方独立行政法人」という。)」を加え、同条第五項第四号中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、同条第六項中「実施機関の職員」の下に「(県設立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)」を加える。

第四条第二項中「法人」の下に「(県設立地方独立行政法人を除く。)」を加える。

第七条第三項第五号中「地方独立行政法人」の下に「(県設立地方独立行政法人を除く。)」を加える。

第二十五条の十を第二十五条の十一とし、第二十五条の九の次に次の一条を加える。

(県設立地方独立行政法人に対する審査請求)

第二十五条の十 県設立地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は県設立地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは

は利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該県設立地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第九条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「給与条例」という。)」の大学学長職給料表五号給の額未満の額に限る。又は給与条例の大学学長職給料表五号給を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の指定職俸給表五号俸の額未満の額に限る。又は同法の指定職俸給表五号俸」に改める。

第六条第一項中「給与条例」を「群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「給与条例」という。)」に改め、同条第二項中「群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」を「又は群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」に改める。

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第十条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「給与条例」という。)」の大学学長職給料表五号給の額未満の額に限る。又は給与条例の大学学長職給料表五号給を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の指定職俸給表五号俸の額未満の額に限る。又は同法の指定職俸給表五号俸」に改め、同条第四項中「人事委員会規則等」を「人事委員会規則又は教育委員会規則(以下「人事委員会規則等」という。)」に改める。

第八条中「給与条例」を「群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「給与条例」という。)」に改める。

第九条第二項中「群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「又は群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改める。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第十一条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年群馬県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び群馬県職員の給与に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「県職員給与条例」という。）第四条第一項第六号に掲げる大学教育職給料表の適用を受ける職員」を削る。

第三条第一項中「県職員給与条例」を「群馬県職員の給与に関する条例（昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「県職員給与条例」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（群馬県立女子大学の授業料等に関する条例及び群馬県立県民健康科学大学条例の廃止に伴う経過措置）

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県に納付し、又は納付すべき第一条の規定による廃止前の群馬県立女子大学の授業料等に関する条例第一条に規定する授業料等及び第一条の規定による廃止前の群馬県立県民健康科学大学条例第七条第一項に規定する授業料等の取扱いについては、なお従前の例による。

（群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定による改正後の群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

（群馬県情報公開条例及び群馬県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に第七条の規定による改正前の群馬県情報公開条例及び第八条の規定による改正前の群馬県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」と総称する。）の規定により知事がした決定その他の行為で施行日以後第七条の規定による改正後の群馬県情報公開条例及び第八条の規定による改正後の群馬県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の規定により県設立地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定

する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により県設立地方独立行政法人がした決定その他の行為とみなす。

2 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後県設立地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の規定により県設立地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第五条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年群馬県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の表第四条の二及び第五条第十項の項中「第四条の二及び」を削り、同表第二十条第四項第一号の項中「第二十条第四項第一号」を「第二十条第四項」に改め、同表第二十条第四項第二号及び第五項の項中「第二十条第四項第二号及び第五項」を「第二十条第五項」に改める。

第二十五条の表第二十一条の四第三項の項中「第二十一条の四第三項」を「第二十一条の四第二項」に改める。

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第九号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項下欄中「高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市及び各町村」を「各市町村」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の六の項上欄に掲げる事務に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において前橋市長、伊勢崎市長又は渋川市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、これらの市長がした処分その他の行為又はこれらの市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

群馬県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十号

群馬県税条例の一部を改正する条例

群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の第二十一項中「第七項」を「第八項」に、「第九項及び前項」を「及び前三項」に、「処分する」を「自ら行う」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 法第二十二條の二十五の規定により知事が囑託を受けた他の地方団体に係る犯則事件の調査に関しては、第一項から第七項までの規定により当該犯則事件に係る犯則目について委任され、かつ、法第二十二條の三第一項に規定する犯則嫌疑者等の住所、居所、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所管する行政県税事務所長又は群馬県自動車税事務所長に委任する。

第二十五条の二中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 知事は、法第一章第十六節の規定による犯則事件の調査及び処分に関する事項(法第二十二條の三第一項の規定による徴税吏員の指定に関する事項を除く。)については、前各項の規定の例により委任する。

第三十八条中「同条第五項から第七項」を「同条第七項から第九項」に改める。

第六十二条中「第七条」を「第六条の七」に改める。

第六十二条の二第三項中「第七条の二」を「第六条の八」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第六十二条及び第六十二条の二第三項の改正規定は公布の日から、第三十八条の改正規定は平成三十一年一月一日から施行する。

群馬県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十一号

群馬県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県消防法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表七の項中「五千円」を「六千五百円」に、「三千四百円」を「四千五百円」に、「二千七百円」を「三千六百円」に改め、同表八の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表十の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表十二の項中「五千円」を「五千七百円」に、「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同表十三の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表十五の項中「千八百円」を「千九百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表八の項、十の項、十三の項及び十五の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十二号

群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表十三の項口中「百八十円」を「百六十円」に改め、同項ハ中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三元」に改め、同項ニ中「九十円」を「八十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表十三の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十三号

群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表十二の項中「一万九千円」を「一万七千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表十二の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十四号

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「養成所(」の下に「次条第三号に規定する看護師養成施設(修業年限が二年の通信制の課程に限る。)」以外のものにあつては、」を加える。

第二条中「(第五号に該当する者にあつては、看護師の免許を取得している者に限る。)」を削り、同条第三号中「者」の下に「(県外の看護師養成施設であつて、修業年限が二年の通信制の課程に在学する者にあつては、県内に住所を有している者又は県内において看護職員の業務に従事している者に限る。)」を加え、同条第五号中

「者」の下に「であつて看護師の免許を取得しているもの」を加える。

第三条第一号中「者」の下に「(次号に該当する者を除く。)」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 看護師養成施設(修業年限が二年の通信制の課程に限る。)に在学している者 月額 二万千円

第六条第一号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第二号中「第三条第三号」を「第三条第四号」に改める。

第七条中「又は第二号」を「から第三号まで」に、「第三条第三号」を「第三条第四号」に改める。

第八条第一号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

第十条第一号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第二号中「第三条第三号」を「第三条第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県医師確保研修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十五号

群馬県医師確保研修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例

群馬県医師確保研修学研修資金貸与条例(平成十八年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「麻醉科」の下に、「総合診療(特定の臓器又は疾患に限定しないで行う総合的な診療をいう。）」を実施する診療科」を加える。

第三条第一項中「十五万円」の下に「以内で知事が定める額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に締結される群馬県医師確保研修学研修資金貸与条例第三条第三項に規定する貸与契約(以下「貸与契約」という。)について適用し、同日前に締結された貸与契約については、なお従前の例による。

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十六号

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「、総務省」及び「、財務省、林野庁」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項第二号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床(以下「放射線治療病室等の病床」という。）」であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床(以下「後方病床」という。))が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第二項中「放射線治療病室等の病床であって後方病床が同一病院内に確保されているもの」を「放射線治療病室の病床」に改め、同条第三項中「放射線治療病室等の病床であって後方病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を「放射線治療病室の病床」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十七号

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 人員に関する基準(第四条)

第三章 施設及び設備に関する基準(第五条・第六条)

第四章 運営に関する基準(第七条―第四十二条)

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針(第四十三条・第四十四条)

第二節 施設及び設備に関する基準(第四十五条)

第三節 運営に関する基準(第四十六条―第五十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」といふ。)第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 療養床 療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。

二 I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有するもの及び身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。

三 II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

四 常勤換算方法 当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。第四十四条第二項において同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

第四条 介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者は、法第百十一条第二項の規定により有しなければならないとされている員数の医師及び看護師のほか、次の各号に掲げる従業者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

一 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者(以下「I型入所者」という。)の数を百五十で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者(以下「II型入所者」という。)の数を三百で除した数を加えて得た数以上

二 准看護師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上。ただし、看護師を置く介護医療院にあつては、置かれている看護師の数を准看護師

の数に含めることができる。

三 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を五で除した数に、II型入所者の数を六で除した数を加えて得た数以上

四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数

五 栄養士 入所定員百以上の介護医療院にあっては、一以上

六 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)

七 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数

八 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合には、推定数による。

3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院(第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

4 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下同じ。)に従事する場合であつて、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

5 第一項第一号、第三号、第四号及び第六号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院(医療機関併設型介護医療院のうち、定員が十九人以下のものをいう。以下同じ。)の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

一 薬剤師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若し

くは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

三 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた必要数

第三章 施設及び設備に関する基準

(施設)

第五条 介護医療院は、法第百十一条第一項の規定により有しなければならないとされている療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

一 談話室

二 食堂

三 浴室

四 レクリエーション・ルーム

五 洗面所

六 便所

七 サービス・ステーション

八 調理室

九 洗濯室又は洗濯場

十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

二 食堂 内法による測定で、入所者一人当たり一平方メートル以上の面積を有すること。

三 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

四 レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。

五 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

六 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。

3 第一項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(構造設備の基準)

第六条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）

第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物（同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）とすることができる。

イ 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この条及び第四十五条第四項において「療養室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。第四十五条第四項において同じ。）又は消防署長と相談の上、第三十二条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2) 第三十二条に規定する訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそ

れぞれ一以上設けること。

三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第333号）第百二十三条第一項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

五 階段には、手すりを設けること。

六 廊下の構造は、次のとおりとすること。

イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ロ 手すりを設けること。

ハ 常夜灯を設けること。

七 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であり、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理

室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならぬ。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾

又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護医療院は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 電磁的方法のうち介護医療院が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第八条 介護医療院は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。(受給資格等の確認)

第十条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十一条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第十二条 介護医療院は、その心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員(看護師又は准看護師をいう。

以下同じ。)、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十三条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十四条 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第四十六条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - 二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - 三 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院施設基準」という。）第十四条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 介護医療院施設基準第十四条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 理美容代
 - 六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
 - 四 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、介護医療院施設基準第十四条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
 - 五 介護医療院は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
- （保険給付の請求のための証明書の交付）
- 第十五条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額そ

- の他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。
- （介護医療院サービスの取扱方針）
- 第十六条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。
- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
 - 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
 - 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
 - 5 介護医療院は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
 - 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- （施設サービス計画の作成）
- 第十七条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第二十八条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（次項及び第九項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、前項の施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に入所者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 - 一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
 - 三 常に入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
 - 四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
 - 五 特殊な療法又は新しい療法等については、介護医療院施設基準第十八条第五号の厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。
 - 六 介護医療院施設基準第十八条第六号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の

品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第三十四条に規定する協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第二十条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の状況に

応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第二十二条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第二十三条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第二十四条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（入所者に関する市町村への通知）

第二十五条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことによ

り、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
(管理者による管理)

第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第一百条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同令第三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第二十七条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十八条 計画担当介護支援専門員は、第十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを

を提供する者と密接に連携すること。

四 第三十八条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
五 第四十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第二十九条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。)

四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によつて介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十一条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十二条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十三条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、介護医療院施設基準第三十三条第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同令第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

一 介護医療院施設基準第五条第二項第二号口及び第四十五条第二項第二号口に規定する検体検査の業務

二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

三 医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

(協力病院)

第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十六条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十七条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの

退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
(苦情処理)

第三十八条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。この項及び次項において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十九条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十一条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十二条第四項に規定する居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 第十三条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第二十五条に規定する市町村への通知に係る記録

六 第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

七 第四十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

記録

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する

基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第四十三条 第三条及び前二章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四十五条及び第四十九条において同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十四条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 施設及び設備に関する基準

第四十五条 ユニット型介護医療院は、法第百十一条第一項の規定により有しなければならないとされている療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げ

る施設を有しなければならない。

一 ユニット(療養室を除く。)

二 浴室

三 サービス・ステーション

四 調理室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット(療養室を除く。)

イ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面設備

(1) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 便所 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

二 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第二号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

- 一 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。
- イ 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- ロ 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第五十四条において準用する第三十二条の計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 第五十四条において準用する第三十二条の規定による訓練については、同条の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 二 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
- 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 四 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第三十条、第三十条の四、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十六、第三十条の十七、第三十条の十八（第一項第四号から第六号までを除く。）、第三十条の十九、第三十条の二十第二項、第三十条の二十一、第三十条の二十二、第三十条の二十三第一項、第三十条の二十五、第三十条の二十六第三項から第五項まで及び第三十条の二十七の規定を準用する。この場合において、同令第三十条の十八第一項中「いずれか及び第四号から第六号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

- 五 階段には、手すりを設けること。
- 六 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- イ 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。
- ロ 手すりを設けること。
- ハ 常夜灯を設けること。
- 七 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
- 八 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- 5 前項第一号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であり、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 第三節 運営に関する基準
- (利用料等の受領)
- 第四十六条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除し

て得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 介護医療院施設基準第四十六条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 介護医療院施設基準第四十六条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、介護医療院施設基準第四十六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型介護医療院は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、

同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第四十七条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たつて、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たつては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

7 ユニット型介護医療院は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十九条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第五十条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第五十一条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たったの留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十二条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービス

提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十三条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居者の定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定は、適用しない。

第三条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第二号及び第四十五条第四項第二号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第四条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第六号イ及び第四十五条第四項第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

第五条 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療

「養病床等又は当該診療所の病床を転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項第一号及び第四十五条第四項第一号の規定は、適用しない。

第六条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第六条第一項第二号及び第四十五条第四項第二号の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第七条 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設したときにおける当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第六号イ及び第四十五条第四項第六号イの規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県条例第十八号

群馬県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県知事 大澤 正明

群馬県介護保険法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条若しくは第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第八条の第二項」を削る。

別表第一中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とし、十五の項を十四の項とし、十六の項を十七の項とし、同項の前に次のように加える。

十五 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可を申請する者	六万四千元
十六 法第七十七条第二項の規定による介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を申請する者	三万四千元

別表第二の一の項中「又は介護予防訪問介護」を削り、同表六の項中「又は介護予防通所介護」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（介護保険法の一部改正に伴う準備行為に係る手数料）

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第十六条の規定により同法第一条の規定による改正後の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の許可を申請する者

は、手数料として六万四千円を納めなければならない。
 3 前項の手数料の取扱いについては、群馬県介護保険法関係手数料条例の規定の例による。

群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第十九号

群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十二項中「第一号において同じ。」の下に「若しくは介護医療院(同条第二十九項の介護医療院をいう。同号において同じ。)」を加え、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。
 第十七条に次の一項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十号

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六項中「第十二項において同じ。」の下に「若しくは介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。第十二項において同じ。)」を加え、同条第十二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第十六条に次の一項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十一号

群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条ただし書を次のように改める。

ただし、特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第四十条第二項(第五十二条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第四十九条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第十一条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第十一条第七項中「介護老人保健施設をいう。以下同じ。」の下に「若しくは介

護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)」を加える。

第十二条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十五条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第二十二条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十一条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三十四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第三十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第四十五条第九項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第四十五条第十二項中「指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービスマ等基準条例第九十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)」を削る。

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第二十二号

群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十三条―第四十七

条)」を「第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第四十二条の二・第四十二条

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十三条―第四十七条)

の三)」に、「第五節 削除」を「第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第百

十四条・第百十五条)」に、「第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第百八

十二条―第百八十八条)」を「第六節 共生型居宅サービスに関する基準(第百八十

一条の二・第百八十一条の三)」に改める。

第一条中「第四十二条第一項第二号」の下に、「第七十二条の二第一項第一号及び第二号」を加え、「並びに指定居宅サービス」を「共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービス」に改める。

第二条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第十一条中「居宅介護支援事業者」の下に「(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第十四条中「群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年群馬県条例第六十九号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第十六条第九号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)

第十三条第九号」に改める。

第十五条第一項中「提供する者」の下に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第二十九条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、

指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第百六十五条第二項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なないサービスを位置付けるよう

求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第四十二条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において

「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十六号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)

第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)

又は重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)

第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。)

に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。同号において同じ。)

の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)

の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十二条の三 第五条、第六条（第一項を除く。）及び第七条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第六条第二項中「利用者」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第五十九条中「及び第三十二条」を、「第三十二条から第三十六条まで及び第三十七条」に改める。

第六十三条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。

第六十五条第五項中「第百七十一条第十項」を「第百七十一条第十四項」に改める。

第六十九条第一項中「居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第七十九条中「第三十二条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第八十一条第一項中「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の

数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十二条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第九十条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第九十一条第一項中「職種」を「員数」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に定めるとおりとする。

イ 医師又は歯科医師 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所として必要とされる員数

ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

第九十一条第二号中「薬剤師」の下に「を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する薬局として必要とされる員数置くべきものとする。」を加え、同項第三号を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十二条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十五条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第九十六条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第一百三条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加え、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条中」に改める。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第十四条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第四十三条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第五十三条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十四号。以下「指定通所支援基準条例」という。))第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。))を提供する事業者を除く。又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。))を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第四十三条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第五十三条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス

事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第四十二条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第五十一条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- 二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四条から第三十六条まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十一条、第五十六条、第九十九条、第一百一条及び第一百二条第四項並びに前節(第一百三十一条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第一百三十一条において準用する第七七条に規定する運営規程をいう。第三十四条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。))」と、第二十八條及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第二百二條第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第二百五條第二号、第二百六條第五項及び第二百八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第十六條から第三十一条まで 削除

第三百三十五条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に、「第三十四条中」を「第二十八条及び第三十四条中」に改める。

第三百三十八条第一項ただし書中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第四百二十二条第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第四百四十八条第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第五百五十三条第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第六百六十五条第二項中「(指定居宅介護支援等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第六百六十八条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第六百八十八条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。

第九章第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第六百八十一条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第三百三条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第九十九条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上

であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第六百八十一条の三 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第四十一条まで、第五十六條、第八十条、第九十条、第九十一条、第九十二条及び第九十三条並びに第四節(第六百六十八条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第六百八十一条の三において準用する第六百六十四条に規定する運営規程をいう。第六百五十二条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第八十条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五十二条第一項中「第六百六十四条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第五十五条第三項、第五十六条第一項及び第六十三条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第六百九十条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第六百九十一条第一項第四号ロ中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

- 五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年群馬県条例第十七号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第二百七条及び第二百五十五条において同じ。）を有することとする。）を有することとする。
- 第九十二条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。
- 第二百二条に次の一号を加える。
- 四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 第二百七条第一項に次の一号を加える。
- 五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 第二百五十五条に次の一号を加える。
- 三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 第二百十八条第八項中「のうち一人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。
- 第二百二十六条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
- 六 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第二百三十七条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。
- 第二百三十八条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。
- 第二百四十八条中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。
- 第二百五十五条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。
- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。
- 第二百五十六条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。
- 第二百六十三条中「第三十五条」の下に「、第三十六条、第三十七条」を加える。
- 第二百六十五条中「から第三十七条まで」を「、第三十六条、第三十七条」に改める。
- 第二百七十六条中「第三十五条」の下に「、第三十六条、第三十七条」を、「利用者」との下に「、第三十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」とを加える。
- 附則第十条第一号中「老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム」を「軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）」に改める。
- 附則に次の三条を加える。
- 第二十一条 第二百十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十二年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第二十三条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若し

くは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第二十二條 第二百四十條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第二十三條 第二百二十條及び第二百四十二條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十五條第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一條第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる指定居宅療養管理指導(改正前の第九十條に規定する指定居宅療養管理指導をいい、看護職員

が行うものに限る。)については、改正前の第九十條から第九十二條まで及び第九十五條第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十三号

群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針(第五条)

第二節 人員に関する基準(第六条・第七条)

第三節 設備に関する基準(第八条)

第四節 運営に関する基準(第九条―第三十九条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第四十条

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第四十三条―第四十

を「第二章 削除」に、「第五十二条」を「第五十一条の二」に、

―第四十二条―
七条) 一

「第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針(第九十七条)

第二節 人員に関する基準(第九十八条・第九十九条)

第三節 設備に関する基準(第一百条)

第四節 運営に関する基準(第一百一条―第八八条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第九十九条―第一百

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第一百十三条―第一百十六

を「第七章 削除」に、「第二百十条」を「第一百九条の二」に、「第七節

二条)

基準該当介護予防サービスに関する基準(第六十六条―第七十二条)を「第

七節 共生型介護予防サービスに関する基準(第六十五条の二・第六十五条の

八節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第六十六条―第七十二条)

三) に改める。

第一条中「第五十四条第一項第二号」の下に、「第一百五十五条の二の二第一項第一号及び第二号」を、「運営に関する基準」の下に、「共生型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を加える。

第二条第一項第二号中「又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下この章及び次章において「整備法」という。)

附則第十一条若しくは第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定(整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)

による改正前の法(以下「平成二十六年第三号旧介護保険法」という。)

第五十三条第一項」を削り、同項第三号中「又は整備法附則第十条若しくは第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年第三号旧介護保険法第五十三条第一項」を削り、同項第四号中「若しくは第二号又は整備法附則第十一条若しくは第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年第三号旧介護保険法第五十三条第二項第一号若しくは」を「又は」に改め、同項中第六号の二及び第六号の三を削り、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 共生型介護予防サービス 法第一百五十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第五条から第四十七条まで 削除

第四十九条第三項中「(指定居宅サービス等基準条例)」を「(群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))」に、「指定居宅サービス基準条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第三章第四節中第五十二条の前に次の十二条を加える。

(内容及び手続の説明及び同意)

第五十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十五条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第五十一条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第五十一条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五十一条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護

提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の第三二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第五十一条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第五十一条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれていない環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第五十一条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に

際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第五十一条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第五十一条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第五十一条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第五十一条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第五十一条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支

払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第五十二条の次に次の二条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十二条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第五十二条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第五十五条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十五条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上

のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第五十五条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第五十五条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十五条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第五十五条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第五十五条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十五条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第五十五条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

い。

(地域との連携)

第五十五条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十五条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防

訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十五条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第五十六条第二項第一号中「次条において準用する第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第二号中「次条において準用する第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第三号中「次条において準用する第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第四号中「次条において準用する第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

第六十三条中「第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二、第二十四、第二十九から第三十四条まで、第三十五条(第五項及び第六項を除く。及び第三十六条から第三十八条まで並びに)」を削り、「第五十二条第一項及び」を「第五十一条の九、第五十二条第一項、第五十五条の八第五項及び第六項並びに」に、「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第九条及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十一条の二及び第五十五条の四中「第五十五条」に、「第二十条」を「第五十一条の十三」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第三十条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予

防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とを削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」の下に「と、第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」を加える。

第七十四条第二項第四号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第七十五条中「第九条」を「第五十一条の二」に、「第十条」を「第五十一条の三」に、「第十二条」を「第五十一条の五」に、「第十四条」を「第五十一条の七」に、「第十六条」を「第五十一条の九」に、「第二十号」を「第五十一条の十三」に、「第二十二号」を「第五十条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に、「第二十九条から第三十八条まで及び第五十四条」を「第五十四条及び第五十五条の二から第五十五条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十一条」を「第五十五条の四」に、「第二十七条」を「第五十五条」に改め、「病歴」の下に「と、第五十五条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」を加える。

第八十条第一項中「は、当該」を「が当該」に、「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十一条第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医

療院」に改める。

第八十四条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第八十五条中「第九条」を「第五十一条の二」に、「第十四条」を「第五十一条の七」に、「第十六条」を「第五十一条の九」に、「第二十号」を「第五十一条の十三」に、「第二十二号」を「第五十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に、「第二十九条から第三十二条」を「第五十四条、第五十五条の二から第五十五条の五」に、「第三十四条」を「第五十五条の七」に、「第三十八条まで、第五十四条」を「第五十五条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十一条」を「第五十五条の四」に、「第二十七条」を「第五十五条」に改め、「病歴」の下に「と、第五十五条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」を加える。

第八十八条中「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

- 一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に定めるところとする。
- イ 医師又は歯科医師 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所として必要とされる員数

ロ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

第八十九条第一項第二号中「薬剤師」の下に「を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）に規定する薬局として必要とされる員数置くべきものとする。」を加え、同項第三号を削り、同条第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九十条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改

める。

第九十二条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第九十三条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第九十四条中「第九条」を「第五十一条の二」に、「第十四条」を「第五十一条の七」に、「第十七条」を「第五十一条の十」に、「第十九条」を「第五十一条の十二」に、「第二十条」を「第五十一条の十三」に、「第二十二条」を「第五十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に、「第二十九条から第三十二条」を「第五十四条、第五十五条の二から第五十五条の五」に、「第三十四条」を「第五十五条の七」に、「第三十八条まで、第五十四条」を「第五十五条の十一まで」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十一条」を「第五十五条の四」に、「第二十七条」を「第五十五条」に改め、「利用者」の下に「と、第五十五条の三中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」を加える。

第九十六条第三項を削る。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第九十七条から第一百六条まで 削除

第一百九条第一項ただし書中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第八章第四節中第二百二十条の前に次の二条を加える。

(利用料等の受領)

第一百九条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支

払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者には負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第一百八条の二第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第一百九条の三 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一十一条の次に次の三条を加える。

(勤務体制の確保等)

第二百一十一条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者の従業者によつて指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百一十一条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二百一十一条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第二百二十三条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百二十四条中「第九条」を「第五十一条の二」に、「第十四条」を「第五十一条の七」に、「第十六条」を「第五十一条の九」に、「第十八条」を「第五十一条の十一」に、「第二十条」を「第五十一条の十三」に、「第二十二条」を「第五十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に、「第三十一条」を「第五十五条の四」に、「第三十二条」を「第三十四条から第三十八条まで、第六十九条、第一百一条」を「第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで」に、「第三十三条から第五十五条まで」を「第六十九条」に、「訪問介護員等」を「介護予防

訪問入浴介護従業者」に、「第二十七条」を「第五十五条」に改め、「第三十三条第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と」を削る。

第二百二十七条第一号中「アセスメント」の下に「(指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。)」を加える。

第二百三十条第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を、「もの(以下)の下に「この節及び次節において」を加える。

第二百三十三条第一項第二号イ及びロ中「第一百五十五条」を「第二百一十一条の四」に改める。

第二百三十四条第二項中「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第二百四十条の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第二百四十条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二百四十二条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百四十三条中「第十条」を「第五十一条の三」に、「第十四条」を「第五十一条の七」に、「第十六条」を「第五十一条の九」に、「第十七条」を「第五十一条の十一」に、「第二十条」を「第五十一条の十三」に、「第二十二条」を「第五十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三、第五十四条」に、「第三十一条」を「第五十五条の四」に、「第三十八条」を「第五十五条の十一」に、「第五十四条、第一百一条、第一百五十五条」を「第二百一十一条の二」に、「第一百六条」を「第二百一十一条の四」に、「第二十七条」を「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入

「浴介護従業者」に、「第百三条第三項及び第百五条」を「第百二十一条の二第三項」に、「介護予防通所介護従業者」を「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第百五十四条第一項第二号イ及びロ中「第百五条」を「第百二十一条の四」に改める。

第百六十条中「第百三十八条」の下に、「第百四十条の二」を加え、「第百三条」を「第百二十一条の二」に改める。

第百六十六条の見出しを「(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第百六十七条第四項、第百七十条第一項ただし書及び第百七十一条(見出しを含む。)中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第百七十二条中「第十条」を「第五十一条の三」に、「第十四条」を「第五十一条の七」に、「第十七条」を「第五十一条の十」に、「第二十条」を「第五十一条の十三」に、「第二十二条」を「第五十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三、第五十四条」に、「第三十一条」を「第五十五条の四」に、「第三十四条」を「第五十五条の七」に、「第三十五条」を「第五十五条の八」に、「第三十六条」を「第五十五条の九」に、「第三十八条」を「第五十五条の十一」に、「第五十四条」を「第百二十一条の二」に、「第百三条、第百五条、第百六条」を「第百二十一条の四」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十七条」を「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第百三条第三項」を「第百二十一条の二第三項」に、「介護予防通所介護従業者」を「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第九章第七節を同章第八節とし、同章第六節の次に次の一節を加える。

第七節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第百六十五条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を

行う指定短期入所事業者(群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十六号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第百三条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第九十九条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。))の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。))において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百六十五条の三 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第百二十一条の二、第百二十一条の四、第百二十九条及び第百三十一条並びに第四節(第百四十三条を除く。)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第百六十五条の三」において

準用する第三十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第二百一十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十四条第一項中「第三百三十九条」とあるのは「第六十五条の三において準用する第三百三十九条」と、同項及び第三百三十八条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四百二十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十五条の三」と、同項第三号中「第三百三十七条第二項」とあるのは「第三百六十五条の三において準用する第三百三十七条第二項」と、第四百四十五条第一項中「第三百二十九条」とあるのは「第六十五条の三において準用する第三百二十九条」と、「前条」とあるのは「第六十五条の三において準用する前条」と読み替えるものとする。

第七十四条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第七十五条第一項第四号中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年群馬県条例第十七号)第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

第七十六条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第八十条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第八十一条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第八十二条中「第十条」を「第五十一条の三」に、「第十四条」を「第五十一条の七」に、「第十六条」を「第五十一条の九」に、「第十七条」を「第五十一条の十」に、「第二十条」を「第五十一条の十三」に、「第二十一条」を「第五十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三、第五十四条」に、「第三十一条」を「第五十五条の四」に、「第三十二条」を「第五十五条の五」に、「第三十四条」を「第五十五条の七」に、「第三十八条」を「第五十五条の十一」に、「第五十四条」を「第五十五条の二」に、「第五十五条」を「第二百一十一条の四」に、「第二十七条」を「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二百一十一条第三項」を「第二百一十一条の二第三項」に、「介護予防通所介護従業者」を「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第九十二条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

第九十六条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入所者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第九十七条中「第三百三条」を「第二百一十一条の二」に改める。

第二百四条第八項中「のうち一人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第二百七条第四項中「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第二百十二条に次の一項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第二百七十七条第二項第五号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百十八条中「第十二条」を「第五十一条の五」に、「第十三条」を「第五十一条の六」に、「第二十二条、第二十四条」を「第五十二条の二から第五十四条まで」に、「第三十一条から第三十八条」を「第五十五条の四から第五十五条の十一」に、「第五十三条、第五十四条、第五十五条」を「第二百二十一条の四」に、「第百六条」を

「第百四十条の二」に、「第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第二百十三条」と、「訪問介護員等」を「第五十三条及び第五十五条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第五十三条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」を「同条中「第五十五条」とあるのは「第二百十三条」に改める。

第二百二十六条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二百三十一条第四項中「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第二百三十三条第三項中「指定訪問介護」の下に「(指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)」を、「指定通所介護」の下に「(指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、「指定介護予防訪問介護」を「(指定地域密着型サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定地域密着型介護予防サービス基準」の下に「第四条」を加え、同条第四項第一号中「若しくは指定介護予防訪問介護」を削り、同項第二号中「指定通所介護等」を「指定通所介護」に、「指定介護予防通所介護」を「指定地域密着型通所介護」に改める。

第二百三十四条第二項第四号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項

第五号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百三十五条中「第十二条、第十三条、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第百六条、第二百八条、第二百十條」を「第五十一条の五、第五十一条の六、第五十二条の二から第五十四条まで、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第二百二十一条の四、第百四十条の二、第二百八条」に、「第三十一条中「第二十七条」を「第五十三条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十五条の四中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十三条」を「第五十五条の六」に、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第五十三条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」とを削る。

第二百四十八条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百四十九条中「第九条」を「第五十一条の二」に、「第二十条」を「第五十一条の十三」に、「第二十二条」を「第五十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三、第五十四条」に、「第三十二条」を「第五十五条の五」に、「第三十八条」を「第五十五条の十一」に改め、「第五十四条」を削り、「第二十七条」を「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十条」を「第五十一条の四」に、「第十五条第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第十九条」を「第五十一条の十二」に、「第百三条第二項」を「第二百二十一条の二第二項」に改める。

第二百五十一条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供とするものとする。

第二百五十二条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門

員」を加える。

第二百五十四条中「第九条」を「第五十一条の二」に、「第十五条まで」を「第五十一条の八まで」に、「第十七条」を「第五十一条の十」に、「第二十条」を「第五十一条の十三」に、「第二十二条」を「第五十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三、第五十四条」に、「第三十二条」を「第五十五条の五」に、「第三十四条」を「第五十五条の七」に、「第三十五条」を「第五十五条の八」に、「第三十六条」を「第五十五条の九」に、「第三十八条」を「第五十五条の十一」に改め、「第五十四条」を削り、「第百三条第一項」を「第二百一十一条の二第一項」に、「第二十七条」を「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十一条の四」に、「第十五条第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第十九条」を「第五十一条の十二」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第百三条第二項」を「第二百一十一条の二第二項」に改める。

第二百六十二条第二項第二号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百六十三条中「第九条」を「第五十一条の二」に、「第十五条まで」を「第五十一条の八まで」に、「第十七条」を「第五十一条の十」に、「第十九条」を「第五十一条の十二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に、「第三十条」を「第五十四条、第五十五条の三」に、「第三十二条」を「第五十五条の五」に、「第三十八条」を「第五十五条の十一」に、「第五十四条、第百三条第一項」を「第二百一十一条の二第二項」に、「第二十七条」を「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十一条の四」に、「第十五条第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第百三条第二項」を「第二百一十一条の二第二項」に改める。

附則に次の三条を加える。

第十九条 第二百四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床

数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第二十一条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

第二十条 第二百二十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設的生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第二十一条 第二百六条及び第二十三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十一条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる指定介護予防居宅療養管理指導(改正前の第八十八条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいい、看護職員が行うものに限る。)については、改正前の第八十八条から第九十条まで及び第九十六条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十四号

群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項ただし書中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合」を「ユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第五十三条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「」を併設する場合」を「以下この項において同じ。」を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第五十三条第二項」を「指定地域密着型サービス基準第百六十七条第二項」に改める。

第九条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十六条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における

対応方法を定めておかなければならない。

第二十九条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第四十八条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

附則第五条から第七条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十五号

群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項ただし書中「」及び「を」を「以下この項において同じ。」に改め、

「場合の」の下に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第六項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第四条第七項及び第五条第一項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第十六条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十五条第一項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第四十七条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

附則第六条から第十条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

- 群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
- 平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十六号

群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第七項ただし書中「」及び「」を「以下この項において同じ。」に「」に改め、「場合の」の下に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設」を加える。

第十七条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第四十八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十七号

群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

群馬県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年群馬県条例第六十九号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十八号

群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例(昭和四十九年群馬県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中、「同条第十二項」を「及び同条第十二項」に改め、「同条第十三項に規定する就労移行支援に関する業務及び同条第十四項に規定する就労継続支援に関する業務」を削る。

別表第三条第一号に掲げる業務に係るサービスの項中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に、「同項」を「同条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に群馬県立障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例第七条の規定により納付することとされた利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。

群馬県立義肢製作所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第二十九号

群馬県立義肢製作所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立義肢製作所の設置及び管理に関する条例(昭和六十二年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号、第九条及び第十一条第二項中「の製作」の下に、「貸与」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第三十号

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例(平成三年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二項を次のように改める。

スポーツプラザの使用料は、使用者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、無料とする。

- 一 第八条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する者
- 二 前号に規定する者の介護に当たる者

2 使用者が前項各号に規定する者以外の場合は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

別表第一号イの表十八歳以上の者の項中「十八歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、同号イの表四歳以上十八歳未満の者の項中「者」の下に「及び六十五歳以上の者」を加え、同号ロの表十八歳以上の者の項中「十八歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、同号口の表四歳以上十八歳未満の者の項中「者」の下に「及び六十五歳以上の者」を加え、別表第二号の表を次のように改める。

区分				使用料			
全面		半面		午前	午後	夜間	一日
四歳以上六十五歳未満の者	六十五歳以上の者	四歳以上六十五歳未満の者	六十五歳以上の者	四、七二〇円	八、一五〇円	三、八五〇円	一六、七二〇円
六十五歳以上の者	六十五歳以上の者	二、三五〇円	二、三五〇円	四、〇七〇円	四、〇七〇円	一、九二〇円	八、三四〇円
四歳以上六十五歳未満の者	六十五歳以上の者	一、一七〇円	一、一七〇円	四、〇七〇円	二、〇三〇円	九五〇円	四、一五〇円
六十五歳以上の者	六十五歳以上の者	一、一七〇円	一、一七〇円	二、〇三〇円	二、〇三〇円	九五〇円	四、一五〇円
四歳以上六十五歳未満の者	六十五歳以上の者	一、一七〇円	一、一七〇円	一、〇一〇円	二、〇三〇円	四七〇円	二、〇七〇円
六十五歳以上の者	六十五歳以上の者	五八〇円	五八〇円	四七〇円	二、〇七〇円	二、〇七〇円	二、〇七〇円

施設	区分	年齢区分	午前	午後	夜間	一日
卓球室	一面	四歳以上六十五歳未満の者	九五〇円	一、六〇〇円	七五〇円	三、三〇〇円
卓球室	一面	六十五歳以上の者	四七〇円	八〇〇円	三七〇円	一、六五〇円
テニスコート	一面	四歳以上六十五歳未満の者	一、二八〇円	二、一三〇円	一、〇六〇円	四、四七〇円
テニスコート	一面	六十五歳以上の者	六四〇円	一、〇六〇円	五三〇円	二、二三〇円
ソフトボール場	一面	四歳以上六十五歳未満の者	一、二八〇円	二、一三〇円	一、〇六〇円	四、四七〇円
ソフトボール場	一面	六十五歳以上の者	六四〇円	一、〇六〇円	五三〇円	二、二三〇円
アーチエリート場	全面	四歳以上六十五歳未満の者	一、二八〇円	二、一三〇円	一、〇六〇円	四、四七〇円
アーチエリート場	全面	六十五歳以上の者	六四〇円	一、〇六〇円	五三〇円	二、二三〇円
運動場	全面	四歳以上六十五歳未満の者	三、八五〇円	六、四三〇円	三、二一〇円	一三、四九〇円
運動場	全面	六十五歳以上の者	一、九二〇円	三、二二〇円	一、六〇〇円	六、七四〇円
第一会議室又は第二会議室	一室	四歳以上六十五歳未満の者	九五〇円	一、六〇〇円	七五〇円	三、三〇〇円
第一会議室又は第二会議室	一室	六十五歳以上の者	四七〇円	八〇〇円	三七〇円	一、六五〇円
第一和室又は第二和室	一室	四歳以上六十五歳未満の者	九五〇円	一、六〇〇円	七五〇円	三、三〇〇円
第一和室又は第二和室	一室	六十五歳以上の者	四七〇円	八〇〇円	三七〇円	一、六五〇円

注 午前とは九時から十二時までを、午後とは十二時三十分から十七時までを、夜間とは十七時三十分から二十時までを、一日とは九時から二十時までをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に承認を受ける者に係る使用料)

2 この条例の施行の日前に同日以後の群馬県立ふれあいスポーツプラザの使用に係る群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例第九条第一項の承認を受ける者は、改正後の第十四条及び別表の規定の例により、使用料を納付しなければならない。

群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十一号

群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例(平成九年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二項を次のように改める。

ゆうあいプールの使用料は、使用者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、無料とする。

- 一 第八条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する者
- 二 前号に規定する者の介護に当たる者

2 使用者が前項各号に規定する者以外の者であるときは、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

別表第一号の表十八歳以上の者の項中「十八歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、同号の表四歳以上十八歳未満の者の項中「者」の下に「及び六十五歳以上の者」を加え、別表第二号の表を次のように改める。

区分	使用料(一コースにつき)
四歳以上六十五歳未満の者	一、〇二〇円
六十五歳以上の者	五二〇円

注 五名以上の団体による二時間以内の使用に限る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に承認を受ける者に係る使用料)

2 この条例の施行の日前に同日以後の群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの使

用に係る群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例第九
条第一項の承認を受ける者は、改正後の第十四条及び別表の規定の例により、使用
料を納付しなければならない。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十二号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬
県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第四項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護
師をいう。以下この条及び第八十二条において同じ。)」に改め、同条第八項及び第
十二項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第八十二条第七項及び第九項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十三号

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第五節 基準該当通所支援に関する基準(第五十六条―第六十一条の二)」を「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準(第五十五条の二―第五十六節 基準該当通所支援に関する基準(第五十六条―第六十一条の二)」を「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準(第七十八条の二)」を「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準(第七十八条の二)」を「第六節 基準該当通所支援に関する基準(第七十九条―第八十一条)」を「第五節 基準該当通所支援に関する基準(第七十九条―第八十一条)」を「第五節 居宅訪問型児童発達支援 第一節 基本方針(第八十一条の二) 第二節 人員に関する基準(第八十一条の三) 第三節 設備に関する基準(第八十一条の四) 第四節 運営に関する基準(第八十一条の五) 第六節 保育所等訪問支援」に、「第五章 保育所等訪問支援」を「第六章」に改める。
- 三・第八十一条の四) 五) 六―第八十一条の九) に、「第六章」を「第七章」に改める。
- 第一条中「並びに第二十一条の五の十八第一項及び第二項」を、「第二十一条の五の十七第一項第一号及び第二号並びに第二十一条の五の十九第一項及び第二項」に改める。
- 第二条第一項第一号中「第六条の二の二第八項」を「第六条の二の二第九項」に改め、同項第五号中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、同項第十一号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の二十九第三項」に改め、同項第十三号中「指定放課後等デイサービスの事業」の

下に、「第八十一条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同条を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第三条第三項中「第二十一条、第五十条及び第七十三条において」を「以下」に改める。

第六条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定児童発達支援」を「児童指導員(群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号。以下「児童福祉施設基準条例」という。))第二十八条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)) 指定児童発達支援」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第二号中「群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号。以下「児童福祉施設基準条例」という。))」を「児童福祉施設基準条例」に改め、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六条第三項第二号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))」に改め、同項第三号中「(児童福祉施設基準条例第二十八条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。))」を削り、同条第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同

条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。
第二十七条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十九条第一項中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第五十条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十一条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改める。

第五十六条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第五十九条中「前節」を「第四節」に改める。

第六十条中「次の各号に」を「次に」に改め、「(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」、「(指定障害福祉サービス基準条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）」及び「(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第六十一条中「次の各号に」を「次に」に、「指定通所介護事業者(群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))」(以下「指定通所介護等」という。))」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。))」(以下「指定通所介護事業所等」という。))」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「(指定居宅サービス等基準条例第百二条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。))」を削る。

第六十一条の二中「次の各号に」を「次に」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能

型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(指定小規模多機能型居宅介護等)に、「(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)」を「(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスをいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービスをいう。))」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同条第一号中「(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第二章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第五十五条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第六十条において同じ。)(指定生活介護事業所)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)(の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)(の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

- 二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第五十五条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第一百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)(又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第六十一条において「指定通所介護事業者等」という。)(が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第一百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)(又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)(の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第二百二条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十一条第一号において同じ。)(の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定通所介護をいう。)(又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定通所介護をいう。))の利用者数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- 三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)
 第五十五条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第六十一条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十一条の二において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十五条の二に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練) (指定障害福祉サービス基準第四百四十九条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練) (指定障害福祉サービス基準第四百五十九条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第七十八条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用

するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十一条の二において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十一条の二において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人)以下とするこ

と。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第六十一条の二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
------	------

二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第五十五条の五 第五条、第八条、第九条及び前節（第十二条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第六十三条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとはならない。

第七十一条中「第二十七条」の下に「（第四項及び第五項を除く。）」を加え、「第四十九条第一項」を削り、「第六十七条」と、「の下に「第二十七条第一項及び」を、「体制」との下に「第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と」を加え、「第五十五条第二項第四号」を「同項第四号」に改める。

第七十三条第一項第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第七十三条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十七条の二を削る。

第七十八条中「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「第二十八条」を「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号」に改める。

第八十一条中「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「第七十七条（第一項を除く。）及び第七十七条の二」を「及び第七十七条（第一項を除く。）」に改める。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第七十八条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五

十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条の四まで、第七十二条及び第七十七条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第九十条第一項中「並びに第八十三条第一項」を、「第八十一条の三第一項並びに第八十三条第一項」に、「第八十三条第一項中」を「第八十一条の三第一項中」「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第八十三条第一項中「に改める。

第六章を第七章とする。

第八十五条を次のように改める。

（準用）

第八十五条 第八十一条の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第八十六条から第八十八条までを次のように改める。

第八十六条から第八十八条まで 削除

第八十九条中「第二十五条」の下に「第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条」を加え、「から第五十一条まで」を「第五十条、第五十一条」に、「及び第五十三条」を「第五十三条」に改め、「第五十五条まで」の下に「第七十条の二及び第八十一条の六から第八十一条の八まで」を加え、「第八十八条」を「第八十九条において準用する第八十一条の八」に、「第八十七条」と、「を」第八十九条において準用する第八十一条の七」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条の七第二項」と、第二十七条第一項及び「の体制」の下に「と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」を加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

第八十一条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の

身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第八十一条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第八十一条の四 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第八十一条の三第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第八十一条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十一条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十一条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受けるほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受領することができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同

意を得なければならない。

(運営規程)

第八十一条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第八十一条の九 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第七十条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十一条の八」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第八十一条の七」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十一条の七第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する指定児童発達支援事業所(群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「基準条例」という。))第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)に置くべき従業者及びその員数の基準については、この条例による改正後の同条(第三項を除く。))の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存する基準該当児童発達支援事業所(基準条例第五十六条第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。)に置くべき従業者及びその員数の基準については、この条例による改正後の同条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十四号

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)」に改め、同条第四項を削る。

第六条第六項を削る。

第四十七条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第五条第四項及び第六条第六項の規定に該当する指定福祉型障害児入所施設の人員及び設備に関する基準については、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第三十五号

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例(平成二十四年群馬県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十五条―第四十九
条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第四十四条の二―第四十
六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十五条―第四十九
条の四)」に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十六条―
第九十八条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十五条の二
第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十六条―
第九十八条)」に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九
十一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十
一条・第一百十二条)」を

「第六十七條の二」に、「第十三章 共同生活援助」を 第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針(第
二節 人員に関する
第三節 設備に関する
第四節 運営に関する
第十五章 共同生活援助

百九十四条の二)
基準(百九十四条の三・百九十四条の四)
基準(百九十四条の五)
基準(百九十四条の六―百九十四条の十二)
百九十四条の十三)
基準(百九十四条の十四・百九十四条の十五)
基準(百九十四条の十六)
基準(百九十四条の十七―百九十四条の二十)
百条の五)」に、「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針
並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針
並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針
並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針
並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針
並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針
並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第三条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改める。

第四十九条中「前節」を「第四節」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十四条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必

要とされる数以上であること。

二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十四条の四 第五条(第三項及び第四項を除く。)、第六条第二項及び第三項、

第七条並びに前節(第四十四条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第八十条第一項第二号中「第十六章」を「第十八章」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第九十六条第一号中「指定通所介護事業者(群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第一百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。」又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))」(以下「指定通所介護等」という。))を「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第一百条第一項に規定する指定通所介護事業所をい

う。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)」を「指定通所介護事業所等」に改め、「(指定居室サービス等基準条例第二百二条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)」を削る。

第九十七条中「次の各号に」を「次に」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第一百一十一条、第五百五十条の二及び第六十条の二において同じ。)」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)」又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第一百一十一条、第五百五十条の二及び第六十条の二において同じ。)」に、「(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)」を「(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第一百一十一条、第五百五十条の二及び第六十条の二において同じ。)」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第一百一十一条、第五百五十条の二及び第六十条の二において同じ。)」に改め、同条第一号中「(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。)」を「(指定地域密着

型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く。第五百五十条の二及び第六十条の二において同じ。)」に、「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))」を「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第一百一十一条、第五百五十条の二及び第六十条の二において同じ。))」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。))」を「(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第五百五十条の二及び第六十条の二において同じ。))」に改め、同条第四号中「(平成九年法律第二百二十三号)」及び「及び第二項」を削る。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第九十五条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)(以下「指定児童発達支援事業者」という。)(指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第二百二条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所」という。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第二百二条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。))の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)(以下「指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))」(以下「指定児童発達支援

等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第九十五条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第百二条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。))の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介

護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第九十五条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第百四十九条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第百五十九条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第五十五条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。))若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十八条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通い

サービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第百四十九条の三及び第百五十九条の三において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十七条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百四十九条の三及び第百五十九条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に於いて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十八条の四第一項及び第百十五条の十四第一項の規定に基づき市町村の条例で定める人員に関する基準(指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準に従つて定める基準をいう。第百四十九条の三第四号及び第百五十九条の三第四号において同じ。)を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(準用)

第九十五条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条及び前節(第九十五条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。
第百条第一項第二号中「規定する指定共同生活援助事業者」の下に、「第二百条の六に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、同号イ中「第百

九十五条に規定する指定共同生活援助」の下に、「第二百条の六に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を、「規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。」の下に、「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百条の八第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の下に「（第二百条の六に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号イ中「指定自立訓練（生活訓練）等」の下に「（第二百条の六に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を、「時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。）」を加え、同条第三項第一号中「第九十六条第一項に規定する」を削り、「第二百一条の四第一項に規定する」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号イ中「規定する指定共同生活援助」の下に、「第二百条の六に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助」を加える。

第九十九条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第一百一条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第一百十条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第八十九号。以下「指定

介護予防居宅サービス等基準条例」という。）第三百十条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第四百四十八条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準条例第三百十条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第四百七十七条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等基準条例第二百二十九条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が一〇・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第一百十条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員

数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百十条の四 第十條、第十二條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十九條、第三十條、第三十七條から第四十三條まで、第五十二條、第六十二條、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十五條、第七十六條、第八十九條、第九十二條から第九十四條まで、第九十九條及び前節(第九十九條及び第一百十條を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第一百十四條第四項中「専任かつ」を削る。

第一百二十條第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第二百一十一條の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同條第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画(以下この条において「重度障害者等包括支援計画」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同條第四項とする。

第四百二十二條中「施行規則第六條の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第四百十九條中「第八十八條」を「第八十七條の二」に改める。

第五百十條の二中「次の各号に」を「次に」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護

事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同條第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同條第四号中「及び第二項」を削る。

第八章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第四百十九條の二 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業者等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第四百十九條の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては登録定員に応じて、

次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては(十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者との数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項及び第一百五十五条の第十四第一項の規定に基づき市町村の条例で定める人員に関する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四百九十九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第一百四十二条及び前節(第一百四十九条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第一百五十二条中「施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第一百五十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第六十条の二中「次の各号に」を「次に」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護

事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第四号中「及び第二項」を削る。

第九章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第一百五十九条の二 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業者等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第一百五十九条の三 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては、(十八人)以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等)にあっては登録定員に応じて、

次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては(十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項及び第一百五十五条の第十四第一項の規定に基づき市町村の条例で定める人員に関する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十七條の二から第九十四条まで、第百四十七条、第百四十八条、第百五十二条及び前節(第百五十九条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十章第四節中第百六十八条の前に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第百六十七条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤す

ることができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第百六十八条第二項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

第百七十二條中「第八十六条」の下に、「第八十七条、第八十八条」を加える。

第十六章を第十八章とし、第十五章を第十七章とする。

第二百二条第一項中「(指定通所支援基準条例第六条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)」及び「(指定通所支援基準条例第七十三条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)」を削る。

第十四章を第十六章とする。

第百九十六条第一項第二号イ中「この号」を「この章」に改める。

第百九十八条の五第一項及び第百九十八条の六中「第二百一条」を「第二百条の五」に改める。

第百九十九条第三項中「利用者」を「当該利用者」に改め、「家事等」の下に「(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)」を加える。

第二百一条中「第二百一条」を「第二百条の五」に改め、第十三章第四節中同条を第二百条の五とする。

第二百一条の二中「前四節」を「第一節から第四節まで」に改める。

第十三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、

設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百条の六 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定

めるところによる。

(基本方針)

第二百条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百条の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ

又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第二百条の九 第九十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

第二百条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族若しくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合におい

て、一つの建物の入居定員の合計は、二十人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができ。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができ、設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第二百条の十一 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十九条に規定する指定短期入所（第百条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第二百条の十二 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百条の十三 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第二百条の十四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第二十一条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、

第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第五十七條の二、第九十八條の二から第九十八條の六まで及び第九十九條の三から第二百條の四までの規定は、日中サービスマン型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十九條の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第九十八條の四第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第九十八條の四第二項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマン型共同生活援助計画」と、第七十七條第二項第一号中「第六十條第一項」とあるのは「第二百一条において読み替えて準用する第六十條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマン型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第五十五條第一項」と、同項第三号中「第六十條第六項」とあるのは「第二百一条において準用する第六十條第六項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマン型共同生活援助計画」と、同項第四号中「第六十七條」とあるのは「第二百一条において準用する第九十條」と、同項第五号中「第七十五條第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第七十五條第二項」と、同項第六号及び第七号中「次条」とあるのは「第二百一条」と、第九十四條中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条において準用する第二百條の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第九十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十條の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマン型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針

第九十四條の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第六條の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第六條の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第九十四條の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

- 一 利用者の数が六十以下 一 以上
- 二 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

3 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサービス管理責任者は、

専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第九十九条の四 第五十二条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第九十九条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第九十九条の六 サービス管理責任者は、第九十九条の十二において準用する第六十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第九十九条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十九条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者又はその

家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第九十九条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第九十九条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九十九条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次

に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第二十条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 次条において読み替えて準用する第六十条第一項に規定する就労定着支援計画

三 次条において準用する第三十条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する第二十二條第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針

第九十四条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第九十四条の十五 第五十二条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第九十四条の十六 第九十四条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第九十四条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の

事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならぬ。

(定期的な訪問による支援)

第百九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。(随時の通報による支援等)

第百九十四条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があつた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第百九十四条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第百九十四条の六、第百九十四条の十及び第百九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する第百九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

附則第五条中「第二百一条」を「第二百条の五」に改める。

附則第八条の見出し中「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第一項及び第二項中「第百九十九条第三項」の下に「及び第二百条の十二第四項」を、「指定共同生活援助事業所」の下に

「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の下に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「まで」の下に「及び第二百条の八第一項第二号ロからニまで」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十六号

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十条を次のように改める。

第十条 削除

附則第五条中「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第六十四号)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第六条及び第十条の規定に該当する指定障害者支援施設等の人員及び設備に関する基準については、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十七号

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「放課後等デイサービスをいう。」の事業」の下に「居宅訪問型児童発達支援(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）」の事業」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五十一条中「施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第五十五条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第五十六条中「施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第六十条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第六十四条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第六十五条第二項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

第六十九条中「第四十三条」の下に、「第四十四条、第四十五条」を加える。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県国民健康保険条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十八号

群馬県国民健康保険条例

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 国民健康保険運営協議会(第二条―第五条)

第三章 国民健康保険給付費等交付金(第六条・第七条)

第四章 国民健康保険事業費納付金(第八条―第十二条)

第五章 国民健康保険財政安定化基金(第十三条―第二十条)

第六章 雑則(第二十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)その他の法令の規定に基づき、県が行う国民健康保険に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 国民健康保険運営協議会

(組織等)

第二条 法第十一条第一項の規定により設置する群馬県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次の各号に定める委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定めるところによる。

一 被保険者を代表する委員 四人

二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 四人

三 公益を代表する委員 四人

四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人

2 協議会の委員は、知事が委嘱する。

(会長)

第三条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、第二条第一項各号に掲げる委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長への委任)

第五条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第三章 国民健康保険給付費等交付金

(保険給付費等交付金の交付)

第六条 県は、法第七十五条の二及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に關する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)第六条に定めるもののほか、次条に定めるところにより、毎年度、市町村に対し、国民健康保険給付費等交付金(以下「保険給付費等交付金」という。)を交付する。

(保険給付費等交付金の種類等)

第七条 保険給付費等交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、当該市町村が負担する算定政令第六条第二項に掲げる費用に應じ、知事が別に定めるところにより交付する。

3 特別交付金は、当該市町村の算定政令第六条第三項に規定する事情に應じ、知事が別に定めるところにより交付する。

第四章 国民健康保険事業費納付金

(事業費納付金の徴収)

第八条 県は、法第七十五条の七第一項、算定政令第八条から第十三条まで及び国民

健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に關する省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号)第三条から第二十五条までに定めるもののほか、次条から第十二条までに定めるところにより、年度ごとに、各市町村の国民健康保険事業費納付金(以下「事業費納付金」という。)の額を算定し、当該市町村から徴収するものとする。

(一般納付金基礎額に係る係数の基準等)

第九条 算定政令第九条第三項の条例で定める医療費指数反映係数の基準は、市町村ごとに算定する算定政令第八条第一号の一般納付金基礎額に当該市町村に係る次の年齢調整後医療費指数の多寡が反映されることとする。

2 算定政令第九条第四項の条例で定める年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる値とする。

3 算定政令第九条第五項の条例で定める一般納付金所得係数の基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

4 算定政令第九条第六項の条例で定める一般納付金所得割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

5 算定政令第九条第七項の条例で定める一般納付金被保険者数割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

6 算定政令第九条第九項の条例で定める一般納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一未満とする。

(後期高齢者支援金等納付金基礎額に係る係数の基準等)

第十条 算定政令第十条第三項の条例で定める後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

2 算定政令第十条第四項の条例で定める後期高齢者支援金等納付金所得割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

3 算定政令第十条第五項の条例で定める後期高齢者支援金等納付金被保険者数割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

4 算定政令第十条第七項の条例で定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一未満とする。

(介護納付金納付金基礎額に係る係数の基準等)

第十一条 算定政令第十一条第三項の条例で定める介護納付金納付金所得係数の基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

2 算定政令第十一条第四項の条例で定める介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

3 算定政令第十一条第五項の条例で定める介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

4 算定政令第十一条第七項の条例で定める介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一未満とする。

(規則への委任)

第十二条 この章に定めるもののほか、事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 国民健康保険財政安定化基金

(設置)

第十三条 法第八十一条の二第一項の規定により、国民健康保険の財政の安定化を図るため、群馬県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第十四条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第十五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第十六条 基金の運用から生ずる収益は、群馬県国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第十七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。(処分)

第十八条 基金は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け及び同項第二号に掲げる事業に係る交付金(以下「基金事業交付金」という。)の交付並びに同条第二項の規定による取崩しを行う場合に限り、これを処分することができる。

(基金事業交付金の交付に係る特別の事情)

第十九条 算定政令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 当該市町村の国民健康保険の被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

二 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等当該市町村の産業に重大な影響を及ぼす事態が生じたこと。

三 その他前二号に類する当該市町村の国民健康保険の被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

(財政安定化基金拠出金)

第二十条 県は、基金事業交付金に係る法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金を、基金事業交付金の交付を行った年度の翌々年度において、当該基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する財政安定化基金拠出金の額は、算定政令第二十二条第二項の規定により知事が定める額とする。

第六章 雑則

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(事業費納付金の特例)

2 算定政令附則第四条第一項の規定が適用される場合における第九条第二項から第四項まで並びに第十条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定の

うち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条第二項	同項第一号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号
第九条第三項	同項第一号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号
	同項第二号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号
第九条第四項	同項第一号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第十条第一項	同項第一号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号
	同項第二号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号
第十条第二項	同項第一号	算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号

(基金の処分の特例)

3 基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第十八条の規定にかかわらず、法附則第二十五条に規定する資金の交付に必要な費用に充てるため、その一部を処分することができる。

(群馬県国民健康保険広域化等支援基金条例等の廃止)

4 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 群馬県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成十五年群馬県条例第二号)
 - 二 群馬県国民健康保険調整交付金条例(平成十七年群馬県条例第七十一号)
 - 三 群馬県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年群馬県条例第八号)
- (群馬県国民健康保険財政安定化基金条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の群馬県国民健康保険財政安定化基金条例第三条の規定により積み立てられている群馬県国民健康保険財政安定化

基金は、第十四条の規定により積み立てた基金とみなす。

群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第三十九号

群馬県特別会計設置条例の一部を改正する条例

群馬県特別会計設置条例(昭和三十九年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(群馬県国民健康保険特別会計の設置)

第二十四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第十条の規定に基づ

いて、群馬県国民健康保険特別会計を設置する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四十号

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

群馬県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「十万分の四十一」を「十万分の四十」に改める。

附則第二項中「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四十一号

群馬県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第二条 知事は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため特に必要があると認める場合は、合理的に必要なと認められる限度において、次条及び第四条に定めるところにより、法第十八条に規定する住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を指定することができる。

(区域の指定)

第三条 前条の規定により区域を指定する場合には、次に掲げる施設の敷地の周囲百メートルの区域を限度とし、指定するものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

(期間の指定)

第四条 前条第一号又は第二号の施設に係る区域を指定する場合の第二条の規定による期間の指定は、月曜日から金曜日まで(当該区域の指定に係る施設が休業する日を除く。)の範囲内で、行うものとする。

(指定に係る手続)

第五条 知事は、第二条の規定により区域及び期間を指定しようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。これらを変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

2 知事は、第二条の規定により区域及び期間を指定するときは、告示するものとする。

る。これらを変更し、又は解除するときも、同様とする。

附 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四十二号

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

法第九条の六第一項に規定する一般廃棄物の許可施設設置者である法人の合併又は分割についての認可を申請する者

九万四千元

を

法第九条の六第一項に規定する一般廃棄物の許可施設設置者である法人の合併又は分割についての認可を申請する者

九万四千元

法第十二条の七第一項の規定により二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を申請する者

十四万七千元

に

法第十二条の七第七項の規定により二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を申請する者

十三万四千元

改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四十三号

群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例(平成十六年群馬県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「七万五千元」を「六万七千元」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第二条第九号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四十四号

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、狩猟免許を申請する者に係る手数料については、鳥獣の捕獲等をする者を確保するため特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

本則に次の一条を加える。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四十五号

主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例

主要農作物種子法の実施に関する条例(昭和二十七年群馬県条例第四十九号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成三十年三月二十七日

群馬県条例第四十六号

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路占用料徴収条例(昭和二十八年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条、第四条関係)

群馬県知事 大澤 正明

法第三十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物	占有物件										単位	占有料				
	第一種電柱	第二種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に 設ける線類	地下に設ける電線その 他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧器その他これに類 するもの及び公衆電話 所		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
	一本に つき一 年	一本に つき一 年	一本に つき一 年	一本に つき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	一、二〇〇円	六六〇円	四四〇円	三五〇円	三〇〇円	
											七九〇円	四八〇円	三九〇円	二七〇円		
											六三〇円	三二〇円	二二〇円	一六〇円		
											五四〇円	二四〇円	一九〇円	一四〇円		

法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件										その他のもの	郵便差出箱及び信書便 差出箱	広告塔	表示面 積一平 方メートル につき一 年	表示面 積一平 方メートル につき一 年	
	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・二五メートル未満のもの	外径が〇・二五メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	地下街及び 地下室 の 階数が 一のもの						
	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年
	二五円	一七円	一三円	一一円	七円	七円	七円	七円	七円	七円	七円	七円	七円	七円	七円	七円
	三五円	二四円	一九円	一六円	一四円	一四円	一四円	一四円	一四円	一四円	一四円	一四円	一四円	一四円	一四円	一四円
	七一元	四七元	三八元	二八元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元
	一四〇円	九五円	七六円	六五円	六五円	六五円	六五円	六五円	六五円	六五円	六五円	六五円	六五円	六五円	六五円	六五円
	二五〇円	一七〇円	一三〇円	一一〇円	七〇円	七〇円	七〇円	七〇円	七〇円	七〇円	七〇円	七〇円	七〇円	七〇円	七〇円	七〇円
	三五〇円	二四〇円	一九〇円	一六〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円	一四〇円
	七一元	四七元	三八元	二八元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元	二四元
	一、二〇〇円	七九〇円	六三〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円

法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設		その他のもの		看板(ア)チであるものに設けるもの		道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。)第七条第一号に掲げる物件	
階数が二以上のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートル以下	表示面積一平方メートル以上
占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上
三〇〇円	二〇〇円	一、九〇〇円	一、一〇〇円	三〇〇円	一七〇円	三、八〇〇円	九五〇円
七九〇円	五二〇円	八七〇円	五二〇円	一七〇円	一七〇円	一、七〇〇円	六三〇円
六三〇円	二九〇円	四八〇円	二九〇円	九六円	九六円	九六〇円	五〇〇円
五四〇円	二〇〇円	三四〇円	二〇〇円	六七円	六七円	六七〇円	四四〇円

幕(令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。)		アーチ		令第七条第二号に掲げる工作物		令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料		令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設		令第七条第八号の上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		地下(トンネルの上のものを除く。)に設けるもの		上空に設けるもの		その他のもの	
階数が二以上のもの	階数が三以上のもの	車道を横断するもの	その他のもの	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	階数が二以上のもの	階数が三以上のもの
占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	占用面積一平方メートル以下	占用面積一平方メートル以上	階数が二以上のもの	階数が三以上のもの
三〇〇円	一七〇円	三、八〇〇円	一、九〇〇円	一、二〇〇円	七九〇円	三、八〇〇円	七九〇円	一、二〇〇円	七九円	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額
七九〇円	五二〇円	一、七〇〇円	八七〇円	七九〇円	一七〇円	一七〇円	一七〇円	七九円	七九円	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額
六三〇円	二九〇円	九六〇円	四八〇円	六三〇円	九六円	九六円	九六円	六三円	六三円	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額
五四〇円	二〇〇円	六七〇円	三四〇円	五四〇円	六七円	六七円	六七円	五四円	五四円	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額

令第七条第九号に掲げる施設	建築物	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二六を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二六を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二六を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二六を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
その他のもの	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇三六を乗じて得た額	Aに〇・〇三八を乗じて得た額	Aに〇・〇四三を乗じて得た額	

別表備考第一号口中「藤岡市、富岡市」を削り、同号ハ中「渋川市」の下に「藤岡市、富岡市」を加え、「利根郡みなかみ町」を削り、同号ニ中「及び同郡昭和村」を「同郡昭和村及び同郡みなかみ町」に改め、同表備考第七号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表備考第九号を次のように改める。

九 占用料の額の端数計算は、一件につき、次に定めるところによる。

イ 占用料の額に一円未満の端数があるとき又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

ロ 占用料の額が一円以上百円未満であるときは、百円に切り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路の占用の許可（許可の期間が一年未満である場合を除く。）を受けて存する占用物件（この条例の施行の日以後に当該許可に係る期間が更新される占用物件を含む。以下「既存占用物件」という。）について徴収する同日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。ただし、改正後の別表の規定を適用して算定した各年度の占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該算出した額を当該年度の占用料の額とする。

- 一 平成三十年度 当該既存占用物件に係る改正前の別表又は群馬県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成二十七年群馬県条例第三十九号）附則第二項ただし書の規定を適用して算定した占用料の額に十分の十二を乗じて得た額
- 二 平成三十一年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額（前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあつては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の占用料の額）に十分の十二を乗じて得た額
- 3 この条例の施行の際現に道路の占用の許可（許可の期間が一年未満である場合に限る。）を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

群馬県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四十七号

群馬県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県砂利採取法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同条第五号中「一万七千円」を「一万五千円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第二条第四号及び第五号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四十八号

群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例

群馬県屋外広告物条例(昭和三十九年群馬県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第四十九号

群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

群馬県建築基準法施行条例(昭和五十八年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の七の表七の項中「又は第十三項ただし書」を、「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同表九の二の項、十の項、十六の項、十九の項、二十四の項及び三十一の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第二十九条中「、法第五十六条の二第一項」を、「同条第一項」に改め、同条の表第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域(渋川都市計画区域(旧北群馬郡伊香保町の区域に限る。))及び草津都市計画区域を除く。)の項中「又は第二種低層住居専用地域」を、「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五十号

群馬県建築士法施行条例の一部を改正する条例

群馬県建築士法施行条例(平成十二年群馬県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五十一号

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、〇九三人」を「三、〇三九人」に、「三二七人」を「三一九人」に、「一三五人」を「一三一人」に、「三、五五五人」を「三、四八九人」に改め、同項第三号イ中「七六七人」を「七六〇人」に、「八一一人」を「八〇四人」に改め、同号ロ中「六一一人」を「六三七人」に、「三三人」を「三四人」に、「八二人」を「八三人」に、「七二六人」を「七五四人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、四九七人」を「六、四八九人」に、「五〇人」を「四二人」に、「三二四人」を「三三二人」に、「六、八七一人」を「六、八五三人」に改め、同項第二号中「三、九八一一人」を「三、九三六人」に、「三二人」を「二六人」に、「一八一一人」を「一七七人」に、「四、一九四人」を「四、一三九人」に改め、同項第三号中「一九〇人」を「一八八人」に、「一九八人」を「一九六人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五十二号

群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和三十四年

群馬県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「第五条第二十五項」を「第五条第二十七項」に改め、同条第八号中「第五条第二十六項」を「第五条第二十八項」に改める。

別表第三の五の項中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同表七の項中「一万五千円」を「一万三千円」に改め、同表備考六中「三千三百円」を「三千円」に改め、同表備考九中「八千円」を「八千七百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第三の五の項及び七の項並びに同表備考の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県質屋営業法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五十三号

群馬県質屋営業法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県質屋営業法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表法第二条第一項の規定により質屋営業の許可を申請する者の項中「二万五千元」を「二万二千元」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県警備業法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五十四号

群馬県警備業法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県警備業法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項及び十二の項中「二千元」を「千八百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一の七の項及び十二の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五十五号

群馬県核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「四千六百元」を「五千四百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第二条第二号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五十六号

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
別表八の項中「二千二百円」を「千九百元」に改め、同表備考二中「二千三百円」を「二千二百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表八の項及び備考の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県条例第五十七号

群馬県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県火薬類取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表七の項中「二千四百円」を「二千円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表七の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年三月二十七日

群馬県条例第五十八号

群馬県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

例

群馬県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十九年群馬県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「千五百円」を「千六百元」に改め、同条第三号中「千円」を「千円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第二条第二号及び第三号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第五十九号

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の七の項中「二千円」を「千八百円」に改め、同表一の八の項中「千六百円」を「千五百五十円」に、「四千四百円」を「四千円」に、「七千五百円」を「六千六百円」に、

千九百円

に、「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千三百五十円」に、「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」に、

千七百五十円	千九百円	四千五百五十円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を県が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千六百五十円)
--------	------	--

を「二千八百五十円」に、

千七百円	千九百円	四千八百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を県が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千六百五十円)
------	------	--

を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同表一の項中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に、「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に

改め、同表三の項中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に、「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に、「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千円」に、「千五十円」を「千円」に改め、同表四の項及び五の項中「千円」を「千五百五十円」に改め、同表六の項及び七の項を次のように改める。

六 法第一条第一項又は第一百一条の二第一項の規定により免許証の更新を申請する者	二千五百円	免許証更新手数料
七 法第一条の二の二第一項の規定により免許証の更新を申請する者	二千五百五十円	

別表第一の八の二の項中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表九の項及び九の二の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表十の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同表十一の項中「千円」を「千五百五十円」に改め、同表十二の項中「二万三千百円」を「二万三千四百円」に、「一万九千六百五十円」を「一万九千五百円」に、「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に、「二万七千七百円」を「二万五千五百円」に改め、同表十三の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表十四の項中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に、「一万八千八百円」を「一万八千五百五十円」に、「九千四百円」を「九千六百五十円」に、「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同表十五の項中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表十八の項中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同表十九の項中「四千円」を「四千四百五十円」に、「三千四百円」を「三千五百円」に、「二千四百五十円」を「二千八百円」に改め、同表二十の項中「四千円」を「四千五百五十円」に改め、同表二十一の項中「千四百円」を「千五百円」に改め、同表二十三の項中「千三百円」を「千四百円」に改め、同表二十四の項中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表二十五の項中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同表二十七の項中「四千六百五十円」を「五千円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百円」に、「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に、「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表二十七の二の項中

「講習一時間について七百円」を「千四百円(自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習にあつては、八百円)」に改め、同表二十八の項中「一万三千二百円」を「一万二千五百円」に改め、同表二十八の二の項中「千九百円」を「二千円」に改め、同表二十九の項中「千四百円」を「千八百円」に、「四千六百五十円」を「五千百円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に、「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に改める。

別表第二の一の項中「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表三の項及び四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表五の項中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同表備考一中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「千五十円」を「千円」に、「三千百円」を「二千九百円」に改め、同表備考二中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改める。

別表第三の一の項中「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表二の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「千二百五十円」を「千二百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表備考一中「二千五百円」を「二千四百円」に、「三千五百五十円」を「二千八百五十円」に改め、同表備考二中「二百五十円」及び「百円」を「百五十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一から別表第三までの規定は、この条例の施行の

日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県条例第六十号

群馬県知事 大澤 正明

群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十四年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万三千元」を「一万二千元」に改め、同条第二号中「千九百円」を「千七百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第二条第一号及び第二号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県条例第六十一号

群馬県知事 大澤 正明

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「から第六号まで」を「及び第五号」に改める。

第四条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例中第四条第二項の改正規定は平成三十年十月一日から、第二条及び第八条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は平成三十一年四月一日から施行する。

(群馬県自動車駐車場条例の廃止)

2 群馬県自動車駐車場条例(平成十二年群馬県条例第四百号)は、廃止する。

(群馬県自動車駐車場条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の日前に同項の規定による廃止前の群馬県自動車駐車場条例第八条の規定により納付することとされた駐車料金及び同日前に不法に駐車料金を免れた者に対する同条例第九条の規定による割増金の取扱いについては、なお従前の例による。

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第六十二号

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例(昭和三十一年群馬県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表総務企画常任委員会の項中、「企業局」を削り、同表産経土木常任委員会の項中「三 労働委員会及び収用委員会の所管に関する事項」を「三 企業局の所管に関する事項
四 労働委員会及び収用委員会の所管に関する事項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表に規定する総務企画常任委員会及び産経土木常任委員会の所管については、この条例の施行の際現に選任されている委員の任期が終わるまでの間は、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
